

宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

平成28年10月6日 告示第155号
改正 平成29年4月25日 告示第70号
改正 平成30年4月24日 告示第180号
改正 令和3年5月14日 告示第106号
改正 令和4年7月15日 告示第156号
改正 令和5年6月6日 告示第96号
改正 令和7年3月31日 告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における少子化及び人口減少対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部を助成することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 平成28年10月1日から市長が別に定める日までの間に婚姻届を提出し、受理された日から1年以内の夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻に伴い、住宅を購入し、又は賃借して居住する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当に相当する分を除く。）をいう。
- (3) リフォーム費用 婚姻に伴い、住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。
- (4) 引越費用 引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った引越しに要した費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下の新婚世帯

(2) 次のいずれかに該当する新婚世帯

ア 前年の合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。）が500万円未満である新婚世帯

イ 前年の合計所得金額が500万円以上の新婚世帯のうち、貸与型奨学金の返済がある場合であって、新婚世帯の合計所得金額から貸与型奨学金に係る年間返済額を控除して得た額が500万円未満である新婚世帯

(3) 市内に住所を有する者のみの新婚世帯

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けている者のいない新婚世帯

(5) 補助金の交付を申請する日において市税を滞納している者のいない新婚世帯

(6) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けたことのある者のいない新婚世帯

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、住居費（補助金の交付を申請する日において現に居住している住宅に係る経費に限る。）、リフォーム費用及び引越費用とする。

2 補助対象経費の算定対象となる期間は、婚姻届を受理された日の3月前の日（平成29年1月1日以後の日に限る。）から婚姻届を受理された日の1年後の日までとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、次の各号に掲げる新婚世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の新婚世帯 1世帯当たり60万円

(2) 前号以外の新婚世帯 1世帯当たり30万円

2 婚姻日における夫婦の双方の年齢が29歳以下の新婚世帯に対しては、前条の規定にかかわらず、婚姻後の生活に必要な経費として、前項の規定により算定した補助対象経費の額に10万円を加算する。

（交付申請）

第6条 規則第4条に定める申請書その他の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍の全部事項証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し（住宅の取得に係る費用又はリフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅の賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (7) 引越費用の領収書の写し（引越しに係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) 貸与型奨学金に係る年間返還額が分かるもの（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（交付の決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた場合は、速やかに宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月6日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月25日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年1月31日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月24日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年1月1日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和3年5月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年1月1日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和4年7月15日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和5年6月6日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年3月1日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦について適用し、同日前に婚姻届を提出し、当該届を受理された夫婦については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

宮古市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日			年 月 日	
2 新居に住民票をおいた日			(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
3 所得 ※貸与型奨学金を返済している場合は、その金額を控除			(夫) 円	(妻) 円
			(合計) 円	
4 年齢 ※婚姻日時点			(夫) 歳	(妻) 歳
5 事業内訳 ※補助申請する項目に記入してください。	住居費	購入	取得年月日	年 月 日
			取得金額 (A)	円
		賃貸	契約締結年月日	年 月 日
			家賃	(家賃 月額 円 －住宅手当 月額 円) × (支払済家賃) ヶ月分 ＝ 円
			敷金	円
			礼金	円
			共益費	円
			仲介手数料	円
			その他	円
			小計 (B)	円
	引越費用	引越日	年 月 日	
		費用 (C)	円	
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日	
		費用 (D)	円	
	合計 (E) = (A + B + C + D)			円
婚姻後の生活に必要な経費			円	
6 補助申請額 ※1円未満切捨			円	

7 同意及び確認 ※該当する項目の□ にレ点を記入	申請者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において市 が住民登録情報、所得及び市税の納付状況を確認すること に同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 申請者氏名（自署）
	配偶者	☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において市 が住民登録情報、所得及び市税の納付状況を確認すること に同意します。 ☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 申請者氏名（自署）
8 添付書類 ※該当する項目の□ にレ点を記入	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍の全部事項証明書 ☐ 所得証明書 【住宅取得の場合】 ☐ 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し 【住宅賃借の場合】 ☐ 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し ☐ 住宅手当支給証明書（様式第2号） 【引越費用の場合】 ☐ 補助対象期間内に行われた引越しであることを確認できる領収書の写し 【リフォーム費用の場合】 ☐ リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し 【貸与型奨学金を返済した場合】 ☐ 奨学金返還証明書等返済額の確認できるもの ☐ その他（ ）	

市確認欄

確認者印		夫	妻
住民登録		☐	☐
所得状況		☐	☐
婚姻年齢		☐	☐
納税状況		☐	☐
その他確認事項			

宮古市長 あて

給与等の支払者
所在地
名称
氏名又は法人名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。	(2) 支給していない。
年 月 から	
住宅手当 月額 円	
※変更があった場合は、変更日及び変更後の月額を記入	
年 月 から	
住宅手当 月額 円	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

住 所
氏 名

宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった結婚新生活支援事業費補助に対し、 年度宮古市結婚新生活支援事業費補助金 円を交付することに決定したので、宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

宮古市長 氏 名

年 月 日

宮古市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

宮古市結婚新生活支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け宮古市指令企第 号で（変更）交付決定のあった宮古市結婚新生活支援事業費補助金について、宮古市結婚支援生活支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 円

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			